(2)　連携支援事業を共同で実施する地域経済牽引支援機関の相互の提携又は連絡に関する事項

Ⅱ　任意記載事項

1　補助金等交付財産の活用に関する事項

（備考）

1　記名押印については、氏名を自署とする場合、押印を省略することができる。

2　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

様式第２（第２条第１項関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく連携支援計画の変更の承認申請書

平成　年　月　日

経済産業大臣　名
○　○　大臣　名　殿

住　所
名　称
代表者の氏名　㊞

平成　年　月　日付けで承認を受けた連携支援計画について、下記のとおり変更したいので、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第28条第１項の規定に基づき、変更の承認を申請します。

記

1　変更事項

変更前	変更後

2　変更の趣旨及び理由

（備考）

1　記名押印については、氏名を自署とする場合、押印を省略することができる。

2　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

様式第３（第３条第１項関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく平成　年度における承認連携支援計画の実施状況報告書

平成　年　月　日

経済産業大臣　名
○　○　大臣　名　殿

住　所
名　称
代表者の氏名

平成　年　月　日付けで承認を受けた連携支援計画の平成　年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1　連携支援事業の目標の達成状況

2　実施した連携支援事業の内容及び適用を受けた支援措置の内容

（備考）

1　記名押印については、氏名を自署とする場合、押印を省略することができる。

2　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

○法務省令第二十九号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第１の二の表の高度専門職の項の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第１の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令の１部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月三十一日

法務大臣　金田　勝年

出入国管理及び難民認定法別表第１の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令の１部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法別表第１の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号）の１部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第１条　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第１の二の表の高度専門職の項の下欄第１号の基準は、同号に掲げる活動を行う外国人が、法第三章第１節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）、法第四章第二節の規定による許可又は法第五十条第１項若しくは第六十一条の二の二第二項の規定による許可（以下「第１号許可等」という。）を受ける時点において、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　法別表第１の二の表の高度専門職の項の下欄第１号イに掲げる活動を行う外国人であって、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあっては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからヘまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であること。	**第１条**　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第１の二の表の高度専門職の項の下欄第１号の基準は、同号に掲げる活動を行う外国人が、法第三章第１節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）、法第四章第二節の規定による許可又は法第五十条第１項若しくは第六十一条の二の二第二項の規定による許可（以下「第１号許可等」という。）を受ける時点において、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　法別表第１の二の表の高度専門職の項の下欄第１号イに掲げる活動を行う外国人であって、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあっては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからヘまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であること。